

J R 四国 労組 ニュース

令和3年12月14日(No14)

発行責任者/大谷 清

編集責任者/石川 敏也

2022 税制改正大綱決定!

二島特例・承継特例(5年延長)

J R 四国労組は、これまで J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に対する支援実施にむけ、組織の総力をあげ活動してきました。特に昨年 J R 連合とともに取り組んだ「J R 産業に関わる緊急政策課題の解決を求める署名」では全体で 22 万筆余りのうち、J R 四国労組単独で 35,355 筆の集約という、組合員数を遥かに上回る筆数を、多くの理解と協力のもと実現することができました。その結果、新たな支援のための法改正とともに、「四国における新幹線整備の検討」や「税制特例措置の維持」が盛り込まれた決議がなされ、今年度から J R 四国に対しては 5 年間で 1,025 億円の支援が実施されています。

そして、今年度末に期限切れを迎える、J R 四国の経営にとって極めて重要な税制支援措置の二島・承継特例について、今般、12月10日に令和4年度(2022年度)税制改正大綱が決定し、5年間延長されることとなりました。

これは、昨年来の署名活動等様々な行動、並びに「J R 連合国会議員懇談会」、「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」及び「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」において当該税制特例措置の必要性を繰り返し訴えたことが実を結んだといえます。

今回の政策実現行動に対し、ご協力頂きました関係国会議員をはじめとする関係各位とともに、組合員の皆様に心より御礼を申し上げます。

【税制特例措置の具体的な内容】

【二島特例を5年延長】

北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税、都市計画税の課税標準を1/2とする軽減措置を5年延長

【承継特例を5年延長】

北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が国鉄から承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税、都市計画税の課税標準を3/5とする軽減措置を5年延長

以上